

各 位

神奈川県行政書士会

成年後見人の実務必携！

新刊書『成年後見 手続ガイドブック』

－介護・福祉・医療サービスの活用、日常生活支援、裁判所への申立て等－

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

成年後見の開始から終了までに関係する多種多様な手続・支援が取り上げられ、様々なケースに対応できるものです。

各手続の要領を表形式でまとめた上で、業務上のポイントがわかりやすく解説されています。

また、実務上のノウハウや参考になる情報が【アドバイス】や【コラム】、**資料**として随所に掲載されています。

つきましては、各位好個の実務手引書としてお役立ていただけるものと思料し、その他の図書と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。

敬 白

記

1. 書名および価格

新刊書〈単行本〉

成年後見 手続ガイドブック

－介護・福祉・医療サービスの活用、日常生活支援、裁判所への申立て等－

定価 3,888円(税込) のところ 特価 3,499円(税込) 送料350円

〈単行本〉

〔新版〕詳説 入管法の実務

－入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例－

定価 8,100円(税込) のところ 特価 7,290円(税込) 送料350円

〈単行本〉

Q&A

相続人不存在・不在者 財産管理の手引

定価 4,536円(税込) のところ 特価 4,082円(税込) 送料350円

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

2. 申 込 方 法

裏面のFAX申込書(03-3235-7369)にてお申込みください。

3. 納 品 お よ び

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により

代金支払い方法

郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および)
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

TEL(03)3269-2169 FAX(03)3235-7369

(30-77141)

新日本法規出版株式会社 東京支社 営業部
 神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

<p>新刊書 〈単行本〉コード 50994 成年後見 手続ガイドブック -介護・福祉・医療サービスの活用、日常生活支援、裁判所への申立て等-</p>	<p>特価 3,499円 (税込) 送料 350円</p>	<input type="checkbox"/> 部
<p>〈単行本〉コード 50995 〔新版〕詳説 入 管 法 の 実 務 -入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例-</p>	<p>特価 7,290円 (税込) 送料 350円</p>	<input type="checkbox"/> 部
<p>〈単行本〉コード 50996 Q&A 相続人不存在・不在者 財産管理の手引</p>	<p>特価 4,082円 (税込) 送料 350円</p>	<input type="checkbox"/> 部

※ 2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

☑上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

<p>平成 30 年 月 日</p>	<p>ご購入区分 庁用・社用・個人</p>	<p>職業をご記入下さい。</p>
<p>□□□-□□□□ □住所</p>		
<p>フリガナ</p>		
<p>お名前 (名称) (印)</p>		
<p>部署名</p>	<p>TEL < > -</p>	
<p>ご担当者</p>	<p>FAX < > -</p>	

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

30-001-77141

内容見本
(A5判縮小)

2-19 高齢者住宅に入居したいとき（サービス付き高齢者向け住宅）

サービス付き高齢者向け住宅（通称「サ高住」）とは、安否確認や生活相談サービスの提供が受けられる、バリアフリー対応などがされた賃貸住宅です（高齢者居住5）。

申込書類	入居申込書等
添付書類	入居希望先の運営事業者へ確認
申込者	本人（後見人等）
申込先	入居希望先の運営事業者
申込時期	入居を希望するとき
申込費用	なし

POINT

- 入居条件
60歳以上の高齢者又は要支援・要介護認定を受けている方が対象です。
- 提供されるサービス
安否確認と生活相談サービスの提供が必須となっており、日中は職

者の居住の安定確保に関する法律施行規則5）、実際には多くのサ高住で食事の提供が行われています。また介護保険による特定施設入居者生活介護の指定を受けているサ高住では住宅内での介護サービスを利用することができますが（介保8①）、こちらはあまり多くありません。

■費用
家賃、共益費、光熱費の他、生活相談サービス費がかかることもあり、また生活支援サービスを受ける場合にはその費用がかかります。賃貸借契約のため多くのサ高住では入居時に敷金・礼金が必要となります。

アドバイス

一般的な有料老人ホームとの最も大きな違いは、契約形態にあり、サ高住の場合は、住宅部分については賃貸借契約を結ぶとともに、生活支援サービス等を利用する場合は別途利用契約を締結します。一方で有料老人ホームの場合は、多くが利用権方式を採用しており、介護サービスなどを受ける権利を含めた施設を利用する権利が保障されるという契約形態です。
サ高住はあくまでも住まいであるため、基本的に暮らしの自由度が高いというメリットがありますが、反面、運営事業者によって受けられるサービスにばらつきが大きく、介護を必要とする場合は外部事業者の介護サービスを利用することになるため、自分自身の暮らしに合ったサービスが受けられるか入居を検討する際にしっかり確認する必要があります。

コラム 身元保証人と後見人等

本人が施設へ入所する際、施設から身元保証人（身元引受人）を求められることがあります。身元保証人については法律上の定義はありませんので、どのような義務を負担するのかについては施設との契約書等によって確認すべきこととなりますが、一般的には、①利用料の支払及びその保証、②医療措置（手術・予防接種等）が必要となった場合の医療同意、③本人が亡くなった場合の遺体の引取りや、部屋の退去手続などが求められています。

施設の立場からすると身元保証人を求める気持ちはわからなくはないですが、身元保証人となってくれる親族がいない、又は親族がいても引き受けてくれないときもあり、その場合後見人等に対して身元保証人となるよう要請していただくことがあります。しかし、後見人等は身元保証人を引き受けることはできません。なぜならば①については、後見人等は本人の財産管理を行う代理人ですので利用料の支払は本来の職務内容ですが、仮に保証人として負担した場合は本人に対して求償権が生じ、本人と後見人等との間で利益が相反する関係になってしまいます。②については、そもそも後見人等には医療同意権がありません。③については、本人が死亡した時点で後見人等の職務は終了するため、権限がありません。

したがって、後見人等が施設から身元保証人となるよう要請されたときは、職務上身元保証人とはなれないことを説明し理解を得ることが必要です。それでも身元保証人が必要な場合は、後見人等に不適当な契約

3-6 福祉サービスの費用負担を軽減したいとき

福祉サービスの費用負担は、基本的には利用者の所得に応じて上限月額が設定されています。

申請書類	(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 療養介護医療費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書 *障害福祉サービス利用申込書と兼用
添付書類	収入申告書等 *障害福祉サービス利用申込時に
申請者	本人（後見人等）
申請先	市区町村障害福祉担当窓口
申請時期	障害福祉サービスの利用申込みと同時
申請費用	なし

【参考】障害者の負担上限月額（平成29年度）

区分	障害福祉サービスの上限額	入所施設、グループホーム等利用者の上限額
生活保護	0円	0円
低所得（住民税非課税）	0円	0円
一般1（住民税課税世帯 所得割16万円未満）	9,300円	37,200円
一般2（上記以外）	37,200円	37,200円

成年後見人の実務必携！ 成年後見 手続ガイドブック

—介護・福祉・医療サービスの活用、日常生活支援、裁判所への申立て等—

編集 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート



成年後見事務の詳細がすぐわかる！

- **多岐にわたる手続・支援を網羅!**
成年後見の開始から終了までに関係する多種多様な手続を取り上げていますので、様々なケースに対応できます。
- **表形式でコンパクトに提示!**
各手続の要領を表形式でまとめた上で、業務上のポイントをわかりやすく解説しています。
- **実務に役立つ情報が満載!**
実務上のノウハウや参考になる情報を【アドバイス】や【コラム】、資料として随所に掲載しています。

A5判・総頁320頁
本体価格3,600円+税 送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間:8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

新日本法規出版 電子版書籍コンテンツ
eBOOKSTORE
【電子版】
本体価格2,900円+税

電子版のお申込みは
eBOOKSTORE
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末 でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

創立70周年
これからもお客様とともに



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 成年後見人就任時

- 1-1 裁判所に提出されている記録を確認するとき(事件記録の閲覧・謄写)
- 1-2 本人や関係者から情報を収集するとき(情報を得る際のポイント)
- 1-3 後見人等であることを証明するとき①(確定証明書交付申請)
- 1-4 後見人等であることを証明するとき②(登記事項証明書交付申請)
- 1-5 財産の引渡しを受けるとき(財産引継ぎのポイント)
- 1-6 財産の調査を行うとき(調査の方法とポイント)
- 1-7 行政機関へ届出をするとき(年金・税金・社会保障など)
- 1-8 債権者・債務者へ通知をするとき(債権・債務の管理)
- 1-9 金融機関等へ届出をするとき(後見人等就任の届出)
- 1-10 収支の予定を立てるとき(収支予定表の作成)
- 1-11 家庭裁判所に就任時の報告を行うとき(就任時の後見等事務報告)
- 1-12 保佐・補助・任意後見事務を開始するとき(権限の範囲の確認)

コラム:代理権と向高権の行使の方法(本人の主体性を旨とする)

コラム:補助人としての体面

第2章 高齢者の介護サービス

第1 介護サービスを受けるために

- 2-1 高齢者についての相談をしたいとき(地域包括支援センター)
- 2-2 介護サービスを利用したいとき(要介護認定)
- 2-3 施設入所費用やショートステイの費用を軽減したいとき(介護保険負担限度額認定)
- 2-4 介護サービス費が還付されるとき(高額介護サービス費)

第2 在宅でサービスを受けるとき

- 2-5 自宅で介護等を受けたいとき(訪問介護等)

コラム:高齢者の生活環境の改善(在宅での生活)

- 2-6 施設に通いサービスを受けたいとき(通所介護等)
- 2-7 一時的に施設入所したいとき(短期入所等)
- 2-8 1つの事業所で、サービスを組み合わせて利用したいとき(小規模多機能型居宅介護等)
- 2-9 介護用品をレンタル又は購入したいとき(福祉用具の利用等)
- 2-10 手すりをつけたり、段差をなくしたりしたいとき(住宅改修費)
- 2-11 配食や見守りサービス等を利用したいとき(自治体独自のサービス)

コラム:介護で新しい生活を始める

第3 施設でサービスを受けるとき

- 2-12 常時介護が必要なとき(特別養護老人ホーム)
- 2-13 リハビリを中心とする介護が必要なとき(介護老人保健施設)
- 2-14 介護と医療が必要なとき(介護療養型医療施設)
- 2-15 認知症の高齢者が少数で生活したいとき(グループホーム)
- 2-16 所得の低い人が入所したいとき(養護老人ホーム)
- 2-17 比較的 low 額な費用で入居したいとき(軽費老人ホーム・ケアハウス)
- 2-18 サービス内容を自由に選択したいとき(有料老人ホーム)
- 2-19 高齢者住宅に入居したいとき(サービス付き高齢者向け住宅)

コラム:高齢者の入居と介護

資料:主な高齢者施設

資料:高齢者の施設と根拠法(概略図)

第3章 障害者の福祉サービス

第1 福祉サービスを受けるために

- 3-1 知的障害があるとき(療育手帳)
- 3-2 精神障害があるとき(精神障害者保健福祉手帳)
- 3-3 身体障害があるとき(身体障害者手帳)
- 3-4 障害についての相談をしたいとき

コラム:障害者に対する介護サービスの活用

- 3-5 福祉サービスを利用したいとき(障害

- 3-6 児のサービスを除く)福祉サービスの費用負担を軽減したいとき

第2 福祉サービスを受けるとき

- 3-7 介護サービスを利用したいとき①(訪問等のサービス)
- 3-8 介護サービスを利用したいとき②(通所等のサービス)
- 3-9 訓練等のサービスを利用したいとき①(自立訓練のサービス)
- 3-10 訓練等のサービスを利用したいとき②(就労支援のサービス)
- 3-11 障害福祉サービス以外の就労支援を利用したいとき
- 3-12 生活をサポートする用具やその他のサービスを利用したいとき
- 3-13 障害者が入所施設でサービスを受けるとき①(常に介護が必要な場合)
- 3-14 障害者が入所施設でサービスを受けるとき②(一定の介護が必要な場合)
- 3-15 障害者が入所施設でサービスを受けるとき③(介護の必要がない場合)

資料:障害者の定義と障害者手帳について

資料:障害者の福祉サービスの分類について

資料:障害福祉サービスの利用実例

第4章 医療サービス

- 4-1 医療を受けるとき(療養の給付)
- 4-2 医療費が高額になることが予想されるとき(高額療養費限度額適用認定)
- 4-3 高額な医療費の払戻しを受けたいとき(高額療養費)
- 4-4 入院時の食費・居住費の減額をしたいとき(限度額適用・標準負担額減額認定)
- 4-5 医療費の支払が困難なとき(医療費の一部負担金の減免)
- 4-6 生活困窮者で医療費の支払が困難なとき(無料低額診療事業)
- 4-7 在宅医療や訪問看護を受けたいとき(在宅診療・訪問看護等)
- 4-8 医療・介護費用が高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)
- 4-9 精神科病院で入院治療を受けるとき(精神科病院の入院形態)
- 4-10 心身の障害による通院等の医療費の軽減を受けるとき(自立支援医療)
- 4-11 重度の障害があり、医療費の助成を受けるとき(重度心身障害者医療費助成)

コラム:医療費・介護費の減免の制度

資料:医療費・介護費の減免の制度(事前と事後の減免手続)について

第5章 収支の管理

第1 年金

- 5-1 年金の支給開始年齢になっているとき(老齢基礎年金・老齢厚生年金)
- 5-2 障害年金を請求するとき(障害基礎年金・障害厚生年金)
- 5-3 配偶者等が死亡したとき①(遺族基礎年金・遺族厚生年金)
- 5-4 配偶者等が死亡したとき②(寡婦年金・死亡一時金)
- 5-5 配偶者等が死亡したとき③(未支給年金)

第2 社会保障・福祉

- 5-6 国民年金の保険料が支払えなくなったとき(保険料の免除)
- 5-7 障害年金が受給できないときに受け取れる給付金(特別障害給付金)
- 5-8 著しい重度の障害のため常時特別の介護を必要とするとき(特別障害者手当)
- 5-9 任意加入の共済制度による年金を受け取れるとき(心身障害者扶養共済)
- 5-10 国民健康保険・健康保険被保険者・共済組合組合員が死亡したとき(葬祭費・埋葬料等)
- 5-11 生活に困窮しているとき(生活保護)
- 5-12 自宅を担保にして生活資金の貸付けを受けるとき(生活福祉資金貸付制度・不動産担保型生活資金)

第3 税金等

- 5-13 確定申告をするとき①(医療費控除)
- 5-14 確定申告をするとき②(障害者控除)
- 5-15 市民税県民税(住民税)の申告をするとき
- 5-16 公共料金等を支払うとき

コラム:障害者に対する税金の優遇

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総編集本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

第6章 財産の処分・管理

- 6-1 重要な財産の処分又は取得について検討をするとき(家庭裁判所への報告)

コラム:重要な財産の処分又は取得について

- 6-2 不動産を処分するとき①(居住用不動産の場合)

コラム:不動産売却の報告と利用目的を有する賃貸等の報告

- 6-3 不動産を処分するとき②(非居住用不動産の場合)

コラム:不動産売却の報告と利用目的を有する賃貸等の報告

- 6-4 不動産を管理するとき

コラム:人の権利を大切に

- 6-5 本人が相続人になったとき①(遺言書が発見した場合)

- 6-6 本人が相続人になったとき②(遺産分割を行う場合)

- 6-7 本人が相続人になったとき③(相続放棄をする場合)

コラム:相続人以外の補助人の届出

第7章 トラブルへの対応

- 7-1 消費者被害に遭ったとき①(相談窓口)
- 7-2 消費者被害に遭ったとき②(後見人等の取消権行使)
- 7-3 消費者被害に遭ったとき③(特別法等による取消権・解除権の行使)

コラム:借金返済

- 7-4 介護事故に遭ったとき(苦情受付窓口等)

コラム:苦情受付窓口

- 7-5 裁判外での解決を目指したいとき(ADR)

- 7-6 裁判所での解決を目指したいとき(民事調停・訴訟)

第8章 家庭裁判所の手続

- 8-1 本人の判断能力が回復・改善したとき
- 8-2 後見人等の変更が必要と思われるとき

コラム:後見人等の変更

- 8-3 本人宛郵便物を成年後見人に回送するとき

- 8-4 本人と後見人等の利益が相反するとき
- 8-5 保佐人・補助人の権限を拡張したいとき
- 8-6 成年後見人が死後事務を行うとき
- 8-7 家庭裁判所へ報告するとき

コラム:自分の希望する人に自分の死後について報告

コラム:自分の希望する人に自分の死後について報告

第9章 後見登記に関する手続

- 9-1 後見等の変更の登記・終了の登記を申請するとき
- 9-2 禁治産等の戸籍の記載を後見登記等ファイルに移したいとき(移行登記)

第10章 後見事務の終了時

第1 本人死亡による終了

- 10-1 本人が死亡したとき(死亡の届出と裁判所への連絡)
- 10-2 本人の火葬を行うとき(火葬及び埋葬)
- 10-3 本人が死亡して管理の計算が終了したとき(家庭裁判所への終了の報告と終了の登記)
- 10-4 本人が死亡して清算処理を行うとき①(生前債務の支払、居室明渡し)
- 10-5 本人が死亡して清算処理を行うとき②(家庭裁判所への許可申立て)
- 10-6 本人が死亡して相続財産を引き渡すとき①(引き渡す相手がいるとき)
- 10-7 本人が死亡して相続財産を引き渡すとき②(引き渡す相手がいないとき)

第2 本人死亡以外の原因による終了

- 10-8 本人死亡以外の原因で後見事務を終了するとき

コラム:後見人等(個人番号)

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

内容見本
(A5判縮小)

第2章 第5節 「高度専門職」

第5節 「高度専門職」

第1 在留資格の概要

1 4つの区分

高度人材外国人の受入れの促進等を図るための出入法の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第74日に可決成立し、在留資格「高度専門職（1号イロハ度専門職（2号）」が創設されました（平成27年4月1日）。「高度専門職」の在留資格については、入管法別表第1の「高度専門職」の項の下欄の1号イ、1号ロ、1号ハ及び2号イとにそれぞれ別の在留資格として扱われます（法2の2）で、「高度専門職」の在留資格をもって在留する外国人が異にする活動を行おうとする場合は、在留資格変更申請が必要です。

また、「高度専門職（1号イ）」、「高度専門職（1号ロ（1号ハ）」をもって在留する外国人については、「法務省の公認機関」（法別表1の2「高度専門職」下欄1号イないし2号イ）については、入管法別表第1の2の表の「高度専門職（1号イ）」に掲げられている活動の所属機関となる

ます（法19の16①②）。

5 在留カードの有効期間

在留資格「高度専門職（2号）」をもって在留する外国人の在留カードの有効期間は7年とされます（法19の51①）。なお、在留資格「高度専門職（1号イロハ）」をもって在留する外国人の在留カードの有効期間は、在留期間満了日までです（法19の51③）。

【在留資格「高度専門職」の概要】

	所属機関等に 関する届出義務	所属機関 やイロハの 区分が 変更した 場合の在 留資格変 更の要否	在留資格取消制度 の適用	在留 期間	在留カ ードの 有効期 間
「高度専門職（1号イ）」 高度学術研究活動	有	必要	有（法22の4 I ⑥） の活動不継続期間は3か月	5年	在留期間満了日まで
「高度専門職（1号ロ（1号ハ）」	有	必要	有（法22の4 I ⑥）	5年	在留期間満了日まで

【在留特別許可願出書例】

在留特別許可願出書
平成〇〇年
法務大臣 殿
〇〇入国管理局長 殿
願出人 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇
(生年月日 〇〇〇〇
(国籍 〇〇)
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇〇〇区〇〇〇〇丁H〇番〇号
〇〇〇ビル〇階
〇〇〇〇法律事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
上記願出人代理人弁護士 〇

〇〇〇〇（以下「願出人」といいます。）については、下記の事由が多数存在しますので、在留特別許可（出入国管理法50条1項）を強く願ひ出します。

記

第1 在留特別許可の許可判断における積極要素と消極要素及総合判断
願出人に対する在留特別許可の許可判断において、関連する脇康嗣「入管法判例分析」207頁ないし409頁（日本加除出版、

を継続してきた願出人について、そのことを重視せずに、在留特別許可を与えず強制送還し、その生活基盤を根底から奪うことは、長期にわたるとはいえず（後記2のとおり約〇年間）、しかも多額の犯罪収益を得たともいえず、逮捕もされていない（刑に処されていない）不法就労長行為を消極的に考慮する余力、願出人の日本における生活実態を無視し、人道的配慮に著しく欠けたものとして違法といわざるを得ません（名古屋高裁平成28年1月27日判決（裁判所HP、甲15「名古屋高裁平成28年1月27日判決」）参照）。

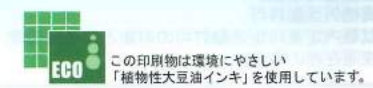
イ その他人道的配慮を必要とするなど特別な事情があること（在留特別許可に係るガイドライン第1 積極要素 2(6)）
願出人及びその夫たる〇〇〇〇をよく知る多くの者から、願出人に対する寛大な措置を願う嘆願がなされています（甲16「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲17「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲18「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲19「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲20「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲21「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲22「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲23「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲24「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲25「〇〇〇〇からの嘆願書原本」）。

〇〇〇〇の親族全員が、願出人を愛する家族の一員として温かく受け入れており、寛大な措置を強く願っています。特に、〇〇〇〇の妹の〇〇〇〇及び〇〇〇〇が、「〇〇〇〇です。」「〇〇〇〇ください。お願いします。」「〇〇〇〇です。〇〇〇〇ください。〇〇〇〇は、〇〇〇〇ください。」（甲21「〇〇〇〇からの嘆願書原本」、甲22「〇〇〇〇からの嘆願書原本」）と心から嘆願している事実は重視すべきです。仮に願出人と〇〇〇〇の関係が一時でも破綻していたとすれば、〇〇〇〇によってこのような心のこもった強い嘆願がなされるはずはありません。願出人と〇〇〇〇が、いつ何時も本当に深い絆で結ばれ、親族とも家族ぐるみで本気でつきあってきたからこそ、〇〇〇〇をしてここまで独自の心のこもった嘆願がなされているのです。万が一、願出人に在留特別許可を与えずに強制送還した場合、人格形成期にあるこの〇〇〇〇に対し、極めて強い心的ダメージを与えることは間違いない、こうした点からも、願出人に対し、多くの者から嘆願されている事実に基づき、

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2017.12) 509951



〔新版〕
詳説 入管法の実務

—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—

著 弁護士 山脇 康嗣

定評のある実務必携書が七年ぶりのリニューアル!

- ◆ 在留資格の要件や各種手続等の入管実務全般について、審査基準や裁判例等を踏まえて具体的かつ詳細に徹底解説しています。
- ◆ 在留資格ごとに「事例」を掲載し、手続や実務上のポイントを解説しています。
- ◆ 入国在留審査関係申請取次行政書士としても豊富な実務経験を持つ弁護士が執筆しています。
- ◆ 平成28年入管法改正などの法令の改正、審査基準の変更、新裁判例及び実務運用の変更を盛り込み、全面的に改訂した最新版です。

A5判・総頁852頁
本体価格 7,500円+税
送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

新日本法規出版 電子書籍コンテンツ
eBOOKSTORE
(電子版)
本体価格 6,000円+税

電子版のお申込みは
eBOOKSTORE から
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末 で
ご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

創立70周年
これからもお客様とともに
新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総論 - 入国・在留諸手続等 -

第1節 入管業務の特殊性

- 1 広範な行政裁量
 - (1) 入管法の規定
 - (2) 最も根源的な最高裁判例
 - (3) 最高裁判平成27年3月3日判決の出現
- (4) 実務上の運用
- 2 受入、案件処理上の留意点
 - (1) 虚偽申請、虚偽の証拠提出は絶対に行わないこと
 - (2) 入管関連法令、入国・在留審査要領、実務上の運用の正確な理解
 - (3) 裁量統制と手続の適正を強く意識すること
 - (4) できるだけ行政手続内での処理を目指すこと
 - (5) 弁護士、行政書士に依頼される「厳しさ」「優しさ」「粘り強さ」
- 3 入管業務における企業法務的側面

第2節 入管法上の在留資格制度

- 1 一在留一在留資格の原則
 - (1) 一在留一在留資格の原則の意義
 - (2) 正規在留と非正規在留
 - (3) 非正規在留の態様
 - (4) 非正規在留の合法化
- 2 各在留資格の分類
 - (1) 分類概念
 - (2) 就労可能資格と就労不能資格
 - (3) 活動類型資格と地位等類型資格

第3節 入管法上の諸手続

- 1 上陸審査手続
 - (1) 入国審査官による上陸審査
 - (2) 上陸のための条件
 - (3) 上陸のための条件の主張立証責任
 - (4) 上陸手続における在留資格認定証明書的重要性
 - (5) 査証(いわゆるビザ)
 - (6) 上陸許可基準
 - (7) 上陸拒否事由
 - (8) 特別審査官による口頭審理
 - (9) 法務大臣による裁決
 - (10) 退去命令
- 2 入管法7条1項1号ないし4号の各「上陸のための条件」に即した上陸手続の説明
 - (1) 入管法7条1項柱書
 - (2) 入管法7条1項1号
 - (3) 入管法7条1項2号
 - (4) 入管法7条1項3号
 - (5) 入管法7条1項4号
 - (6) 上陸特別許可、上陸拒否の特例
- 3 上陸許可
- 4 査証事前協議
- 5 在留期間更新許可申請
 - (1) 在留期間更新許可申請の意義
 - (2) 「特定活動」に係る手続
 - (3) 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」に係る手続
 - (4) 「留学」に係る手続
 - (5) 就労可能な活動類型資格で在留する外国人が転職する場合に係る手続
 - (6) 在留期間更新許可の要件
 - (7) 在留資格該当性及び狭義の相当性の判断枠組み
 - (8) 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン
 - (9) 在留期間更新、在留資格変更における上陸許可基準等の位置付け
 - (10) あるべき審査方法
 - (11) 在留期間の更新に係る特則
 - (12) 在留期間更新許可において定められる在留期間
 - (13) 在留期間更新許可申請における提出書類
 - (14) 絶対にしてはならない行為
 - (15) 申請の意思表示の欠缺
 - (16) 在留期間更新申請の特別受理
 - (17) 在留期間内に更新・変更申請し受理されたが、審査中に在留期間が経過した場合の取扱い
 - (18) 在留期間更新許可の効力が生じる時期
 - (19) 漢字氏名併記の申出

- 6 在留資格変更許可申請
 - (1) 在留資格変更許可申請の意義
 - (2) 「特定活動」に係る手続
 - (3) 「高度専門職」に係る手続
 - (4) 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」に係る手続
 - (5) 「永住者」への在留資格への変更を希望する場合
 - (6) 「永住者」からの在留資格変更
 - (7) 在留資格変更許可の要件
 - (8) 「短期滞在」の在留資格からの変更の場合、「やむを得ない特別の事情」が要求される理由
 - (9) 実務上、「やむを得ない特別の事情」が認められる典型的類型
 - (10) 在留資格変更手続における上陸許可基準適合性の位置付け
 - (11) 狭義の相当性の判断枠組み
 - (12) 在留資格変更許可申請を行うべき時期
 - (13) 出国準備のための「特定活動」からの在留資格変更許可申請
 - (14) 在留資格変更許可の効力が生じる時期
 - (15) 住居地の届出
 - (16) 人身取引等被害者への対応
- 7 在留資格取得許可申請
 - (1) 在留資格取得許可申請の意義
 - (2) 在留資格取得許可の申請権者
 - (3) 在留資格取得許可申請の期限
 - (4) 在留資格取得許可の要件
 - (5) 在留資格取得許可により与えられる在留資格
- 8 就労資格証明書交付申請
 - (1) 就労資格証明書の意義
 - (2) 就労資格証明書の交付対象となる外国人
 - (3) 就労資格証明書が特に重要となる場合
- 9 資格外活動許可申請
 - (1) 在留資格の分類(活動類型資格と地位等類型資格)
 - (2) 入管法上適法に行うことができる活動と適法に行うことができない活動の整理
 - (3) 資格外活動許可を得る必要がある場合
 - (4) 入管法70条1項4号、24条4号イの「専ら」「専ら」の判断
 - (5) 資格外活動許可制度の規制対象に係る注意点
 - (6) 資格外活動許可の要件
 - (7) 資格外活動許可に係る審査の一般原則
 - (8) 「留学」の在留資格を有する外国人に対する資格外活動許可の特則
 - (9) 「家族滞在」の在留資格を有する外国人に対する資格外活動許可
 - (10) 日本の大学を卒業した外国人であって、「特定活動」の在留資格をもって在留する者が、卒業前から引き続き就職活動又は内定後就職までの在留活動を行う場合の資格外活動許可及びそれらの者の家族滞在活動としての「特定活動」の在留資格をもって在留する者の資格外活動許可
 - (11) アマチュアスポーツ選手の家族滞在活動として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示7号)及び特定研究等家族滞在活動、特定情報処理家族滞在活動、外国人教授の家族滞在活動として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示38号)に対する資格外活動許可
 - (12) 日本政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者(特定活動告示18号、19号、23号、24号、30号、31号)に対する資格外活動許可
 - (13) E P A 看護師家族滞在活動又は E P A 介護福祉士家族滞在活動として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示18号、19号、23号、24号、30号、31号)に対する資格外活動許可
 - (14) 入院して医療を受けるため日本に相当期間滞在する者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示25号)、その付添人として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示26号)、観光、保養等を目的として日本に長期滞在する者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示40号)、その同行する配偶者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者(特定活動告示41号)、難民認定申請中の「特定活動」(告示外特定活動)の在留資格をもって在留する者のうち、報

- 酬を受ける活動の指定が行われていないものに対する資格外活動許可
- (15) 「短期滞在」の在留資格をもって在留する者に対する資格外活動許可
- (16) 資格外活動許可申請に係る審査の実情
- (17) 「留学」の在留資格を有する外国人について特に留意すべき点
- (18) 資格外活動許可のまとめと具体例
- 10 再入国許可申請
 - (1) 通常再入国許可
 - (2) みなし再入国許可
- 11 在留資格取消制度
 - (1) 概要
 - (2) 在留資格取消の対象
 - (3) 在留資格取消事由
 - (4) 意見聴取手続
 - (5) 在留資格を取り消す場合の措置
 - (6) 在留資格取消手続における弁護士の対応
 - (7) 個人識別情報提供の義務化が与える影響

第4節 中長期在留者の在留管理制度

- 1 外国人登録制度の廃止
- 2 新たな在留管理制度の概要
- 3 新たな在留管理制度の対象者
- 4 在留カード
 - (1) 在留カードの趣旨
 - (2) 在留カードの記載事項
 - (3) 在留カードが交付される場面
 - (4) 在留カードの有効期間、失効事由
- 5 在留管理制度に係る手続
 - (1) 新規上陸後の住居地の届出
 - (2) 在留資格変更等に伴う住居地の届出
 - (3) 住居地変更の届出
 - (4) 在留カードに係る申請・届出
 - (5) 所属機関等に関する届出
 - (6) 所属機関による届出
 - (7) 在留資格取消事由、退去強制事由及び罰則の新設等
- 6 特別永住者に係る措置

第2章 各論 - 各在留資格等詳説 -

第1節 「技術・人文知識・国際業務」

- 第1 在留資格の概要
 - 1 「人文知識・国際業務」と「技術」の在留資格の統合
 - 2 「人文知識・国際業務」類型の2つのカテゴリ
 - 3 「技術」類型
- 第2 「人文知識・国際業務」類型の在留資格該当性の定め
 - 1 「人文知識」カテゴリと「国際業務」カテゴリ
 - 2 資格外活動罪、在留資格取消制度との関係
- 第3 「人文知識・国際業務」類型の在留資格該当性の説明
 - 1 「法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野」の意義
 - (1) 具体的分野
 - (2) 人文科学の分野に属する知識を必要とするコンピュータソフトウェア開発
 - 2 「本邦の公私の機関」の意義
 - (1) 具体例
 - (2) 個人経営の場合
 - (3) 「人文科学の分野に属する知識を必要とする業務」の意義
 - (1) 要求される実際のレベル
 - (2) カメラマンの業務
 - (3) 幹部候補社員として採用し、入社当初に限り、現場の単純就労業務もさせる場合(いわゆる採用研修)
 - (4) 一時的現業業務(在留資格該当性の全体的判断)
 - (5) 「経営・管理」との関係
 - (6) 「興行」との関係
 - 4 「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」の意義
 - (1) 要求される実際のレベル
 - (2) ホテルマンの業務
 - 5 「契約」の意義
 - (1) 該当する契約の種類
 - (2) 派遣の場合
 - 6 機関の事業の適正性、安定性、継続性
 - (1) 適正性
 - (2) 安定性及び継続性

- 第4 「人文知識・国際業務」類型の上陸許可基準の定め
- 第5 「人文知識・国際業務」類型の上陸許可基準の説明
 - 1 「人文知識」カテゴリの学歴要件、実務要件
 - (1) 学歴要件と実務要件の関係
 - (2) 「大学を卒業」、「これ(大学卒業)と同等以上の教育を受け」の意義
 - (3) 日本以外の教育機関の卒業者についての留意点
 - (4) 中国の教育機関卒業者の取扱い
 - (5) 「本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)」の意義
 - (6) 申請人が行うとする活動と大学等での修得内容の関連性
 - (7) 「人文知識」カテゴリの実務要件による申請
 - 2 「国際業務」カテゴリの業務内容要件、実務要件
 - (1) 業務内容要件で要求される程度
 - (2) 「翻訳、通訳、語学の指導」についての実務要件の免除
 - (3) 「大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け」た者に係る実務要件
 - (4) 「大学を卒業した者」の意義
 - (5) 「3年以上の実務経験」のポイント
 - 3 「人文知識」カテゴリ、「国際業務」カテゴリ共通の報酬要件
 - (1) 「報酬」の意義
 - (2) 実務上の留意点
 - (3) 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上」か否かの判断基準
- 第6 就職活動を目的とする「留学」から「特定活動」への在留資格変更(卒業後1年目の就職活動)
 - 1 取扱いの概要
 - 2 対象
 - (1) 継続就職活動大学生
 - (2) 継続就職活動専門学校生
 - 3 立証資料
 - (1) 継続就職活動大学生
 - (2) 継続就職活動専門学校生
 - (3) 継続就職活動者が就職活動を継続して行っていることに疑義がある場合
 - 4 審査上の取扱い(審査要領)
 - (1) 在留資格及び在留期間
 - (2) 卒業から3月以上経過してからの在留資格変更許可申請
 - (3) 継続就職活動者が大学又は専修学校を卒業する前に現に有する「留学」の在留期間が満了する場合の取扱い
 - (4) 留学生が大学又は専修学校を卒業する前に就職先が決定したとして、「留学」から就労を目的とする在留資格への変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、卒業後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い
 - (5) 継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する者が、就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、在留期間経過後に当該申請が許可されないこととなった場合
 - (6) 学生の内定取消しに対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合の取扱い
 - (7) 継続就職活動を行う目的で「特定活動」の在留資格で在留する者からの「特定活動」の取扱い
 - (8) 継続就職活動者の家族滞在者の取扱い
- 第7 地方公共団体が実施する就職支援事業に参加して行う就職活動(卒業後2年目の就職活動)
- 第8 就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者の採用までの継続在留について
 - 1 取扱いの概要
 - 2 対象
 - 3 立証資料
 - 4 審査上の取扱い
 - 5 資格外活動許可
 - 6 就職内定者特定活動許可の対象となる者の家族滞在者の取扱い

- 第9 「短期滞在」と「技術・人文知識・国際業務」等の区別について
 - 1 区別の意義、重要性
 - 2 区別のポイント
- 第10 「技術・人文知識・国際業務」に係る立証資料
 - 1 立証資料(提出資料)一覧
 - 2 立証資料(提出資料)に係る留意点
- 第11 法務省が発表している「人文知識・国際業務」類型の典型的事例の分析
- 第12 具体的事例による「人文知識・国際業務」類型の理解

事例 日本人夫と離婚した外国人女性の在留資格は

 - 第13 「技術」類型の在留資格該当性の定め
 - 第14 「技術」類型の在留資格該当性の説明
 - 1 「理学、工学その他の自然科学の分野」の意義
 - 2 「本邦の公私の機関」及び「契約」の意義、機関の事業の適正性、安定性、継続性
 - 3 「自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務」の意義
 - 第15 「技術」類型の上陸許可基準の定め
 - 第16 「技術」類型の上陸許可基準の説明
 - 1 「大学」、「これ(大学卒業)と同等以上の教育を受け」及び「本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)」の意義
 - 2 法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格
 - 3 申請人が行うとする活動と大学等での修得内容の関連性及び「報酬」の意義
 - 第17 法務省が発表している「技術」類型の典型的事例
 - 第18 「技術」類型に係る立証資料
 - 第19 具体的事例による「技術」類型の理解

事例 「測量工師」の資格を持つ中国人を「技術」類型で招聘するには
- 第2節 「企業内転動」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 上陸許可基準の定め
 - 第5 上陸許可基準の説明
 - 第6 「企業内転動」に係る提出資料
 - 第7 具体的事例による理解
- 第3節 「技能」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 上陸許可基準の定め
 - 第5 上陸許可基準の説明
 - 第6 「技能」に係る立証資料
 - 第7 具体的事例による理解
- 第4節 「経営・管理」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 上陸許可基準の定め
 - 第5 上陸許可基準の説明
 - 第6 外国の企業が対日投資を行う場合のスキーム選択
 - 第7 「経営・管理」に係る立証資料
 - 第8 大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留に係る取扱い
 - 第9 具体的事例による理解
- 第5節 「高度専門職」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 上陸許可基準の定め
 - 第5 上陸許可基準の説明
 - 第6 出入国管理上の優遇措置
 - 第7 「高度専門職」に係る提出資料
- 第6節 「家族滞在」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 上陸許可基準の定め
 - 第5 上陸許可基準の説明
 - 第6 「家族滞在」に係る提出資料

- 第7節 「日本人の配偶者等」
 - 第1 在留資格該当性
 - 第2 「日本人の配偶者等」に係る提出資料
- 第8節 「永住者」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 永住許可の要件
 - 第3 実務上の留意点
 - 第4 永住許可申請に係る提出書類
- 第9節 「永住者の配偶者等」
 - 第1 在留資格該当性
 - 第2 「永住者の配偶者等」に係る提出書類
- 第10節 「定住者」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 告示定住(定住者告示をもってあらかじめ定める地位を有する者としての活動)
 - 第3 素行善良要件(定住者告示3号、4号、5号八、6号八)
 - 第4 告示外定住(定住者告示をもって定める地位を有する者としての活動にはあたらないが、「定住者」の在留資格が認められるもの)
 - 第5 「定住者」に係る提出資料
- 第11節 「特定活動」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 具体的事例による理解
- 第12節 「短期滞在」
 - 第1 在留資格の概要
 - 第2 在留資格該当性の定め
 - 第3 在留資格該当性の説明
 - 第4 「短期滞在」に係る提出資料(病気治療等の理由により「短期滞在」の在留期間を更新する場合)
 - 第5 具体的事例による理解
- 第13節 在留特別許可
 - 第1 在留特別許可
 - 第2 退去強制事由
 - 第3 退去強制手続
 - 第4 在留特別許可の法的性質
 - 第5 在留特別許可が認められる類型
 - 第6 在留特別許可を求める場合の必要書類(婚姻事案の場合)
 - 第7 仮放免
 - 第8 進捗願い
 - 第9 退去強制命令書が発付された後にとるべき手続
- 第14節 再審情願
 - 第1 再審情願の法的性質
 - 第2 再審情願の類型
 - 第3 難民認定申請をした在留資格未取得外国人に係る再審情願等
 - 第4 再審情願の実際
 - 第5 再審情願をする際の注意点
- 第15節 上陸特別許可・上陸拒否の特例
 - 第1 上陸特別許可
 - 第2 上陸拒否の特例
 - 第3 事前手続としての在留資格認定証明書交付申請
 - 第4 「当該外国人が再入国の許可を受けているとき」(入管法12条1項1号)の解釈
 - 第5 「当該外国人が人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき」(入管法12条1項2号)の解釈
 - 第6 「その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき」(入管法12条1項3号)の解釈
 - 第7 具体的事例による理解

索引	
○事項索引	
○判例年次索引	
●第2章第1節第8以降の細目次は省略してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。	

内容見本

[A5判縮小]

相続人不存在 第1章 相続財産管理

4 相続財産の割合的な一部を遺贈されることによる相続財産管理人選任の申立て

Q 私は、被相続人から、相続財産の3分の1を遺贈された。今回、被相続人が亡くなりましたが、相続人がいるか明らかではありません。相続人が不存在であるとして、被相続人選任の申立てをすることはできるでしょうか。

A 割合的な一部（例えば本設問のような受遺者がいる場合であっても、相続人である場合には、「相続人のあること」に当たりますので、被相続人の相続財産管理人選任の申立てをすることはできません。

解説

1 包括受遺者がいる場合、相続財産管理人選任の申立ては、被相続人につき相続が開始したことが明らかでなければ、その申立てはできません。

相続人不存在 第1章 相続財産管理の開始

ら、包括受遺者が残りの遺産も含めて遺産全部を取得し、相続財産管理人の選任を否定します。

他方、肯定説は、残部の遺産が包括受遺者に帰属する主張には法的な根拠がないなどとして、相続財産管理を命じています。

上記判例の趣旨とするところからすれば、割合的な一部の場合には、相続人不存在の要件を満たすこととなり、相続人がいないか不明であるのであれば、相続財産管理人選任の申立てをすることができることになると考えられます。現在の家事実務も上記のような立場で運用しているようです。

4 本設問の場合

本設問の質問者は、割合的な一部を遺贈されたにもかかわらず、相続人がいるか不明であるのであれば、相続財産管理人選任の申立てをすることができます。

コラム

○相続人が未確定の場合や表見相続人がいる場合、相続人が未確定の場合や、表見相続人がいる場合、選任を申し立てることができるでしょうか。

前者の場合としては、例えば、被相続人について773)や認知の訴え(民787)、離婚無効の訴えなどが

相続人不存在 第3章 相続財産の管理 55

参考書式

○権限外行為許可審判申立書(不動産売却の場合)

権限外行為許可審判申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御中

被相続人亡〇〇〇〇
相続財産管理人弁護士 乙川次郎 印

(当事者の表示 略)
(被相続人の表示 略)

申立ての趣旨

申立人が別紙物件目録記載の不動産を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在の〇〇〇〇に金〇〇万円で購入することを許可するとの審判を求めます。

申立ての理由

- 1 申立人は、平成〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所により被相続人の相続財産管理人に選任された者である。
- 2 被相続人は平成〇年〇月〇日死亡した。
- 3 申立人がなした相続債権者及び受遺者に対する公告は平成〇年〇月〇日に満了するが、相続債権者及び受遺者に対して弁済するため別紙物件目録記載の不動産を売却する必要がある。
- 4 別紙物件目録記載の不動産は、これを使用中の〇〇〇〇が買受けを希望している。
- 5 売却価額については、不動産鑑定士〇〇〇〇の評価額金〇〇万円が相当である。
- 6 よって、申立人は、申立人が別紙物件目録記載の不動産を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在の〇〇〇〇に金〇〇万円で購入することを許可するとの審判を求めます。

不在者 第1章 不在者財産管理の開始 171

80 不在者の財産が債務のみの場合の不在者財産管理人選任の申立ての適否

Q 債務以外財産のない不在者に対し債権を有しています。このまま債権を放置すると消滅時効が完成してしまいますが、このような不在者について、私の債権の時効中断のために不在者財産管理人選任の申立てを行うことは可能ですか。

A 不在者の財産が債務しかない場合であっても、債権者にとっては時効中断という自身の利益のため不在者財産管理人が必要ですので、不在者財産管理人選任の申立ては可能と考えられます。

解説

1 不在者財産管理制度の制度趣旨

不在者財産管理制度の制度趣旨は、不在者の財産を保存すること、その散逸によって受ける不在者の損失を防止することにあります。また、不在者の相続人や債権者、その他の利害関係人、ひいては国家の利益や国民経済上の利益を保護することも、不在者財産管理制度の制度趣旨には含まれています。

Q & A

相続人不存在・不在者 財産管理の手引

共編 野々山 哲郎(弁護士)
仲 隆 (弁護士)
浦岡 由美子(弁護士)



- ◆相続放棄などにより相続人が不存在になった際や所有者が所在不明の際の財産の管理について、実務上の疑問点や問題点をQ&A形式でわかりやすく解説しています。
- ◆手続に必要な書式を「参考書式」として掲載するとともに、事件処理をする上で役に立つ知識を「コラム」として掲載しています。
- ◆実務に精通した多数の弁護士が、それぞれの豊富な経験を踏まえて執筆しています。

管理主体が失われた財産を適切に管理するために!

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

新日本法規出版 電子版書籍コンテンツ
eBOOKSTORE
【電子版】
本体価格3,400円+税

★電子版のお申込みは
eBOOKSTOREから
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。
(スマートフォン対応)

創立70周年
これからもお客様とともに



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1編 相続人不存在

序章

第1章 相続財産管理の開始

- 1 相続人がいないことが明らかでも相続財産管理人選任の申立てができるか
- 2 相続財産管理人選任の申立権を有する者は
- 3 相続財産の受遺者は、利害関係人として相続財産管理人選任の申立てができるか
- 4 相続財産の割合的な一部を遺贈された包括受遺者による相続財産管理人選任の申立て
- 5 相続財産管理人選任申立ての手続と費用は
【参考書式】
・相続財産管理人選任審判申立書
・(審判書例) 相続財産管理人選任審判書
- 6 相続財産が換価可能で十分な価値がある場合、予納金は不要か
- 7 相続財産がわずかな場合でも相続財産管理人選任の申立てをすべきケースは
- 8 相続財産管理人の選任前に債務の弁済として払戻しを受けていた債権者に対する返還請求の可否
- 9 相続財産管理開始前に第三者に損害を与えた場合の相続放棄をした相続人の責任

第2章 相続財産管理人

- 10 相続財産管理人候補者の推薦と家庭裁判所の選任
- 11 相続財産管理人への就任と地位の喪失事由
【参考書式】
・相続財産管理人選任処分の取消審判申立書
- 12 相続財産管理人の法的地位と権限は
- 13 相続財産管理人と遺言執行者の権限の競合
- 14 相続財産管理人と特別代理人との関係は
- 15 相続財産管理業務への着手
- 16 相続財産管理人の善管注意義務と賠償責任の範囲

第3章 相続財産の管理

- 17 管理建物の倒壊による相続財産管理人の責任は
- 18 家庭裁判所の権限外行為許可とは

【参考書式】

- ・権限外行為許可審判申立書（不動産売却の場合）
- 19 「特定空家等」に指定された管理不動産の大規模修繕と家庭裁判所の権限外行為許可の要否
 - 20 土地や建物に占有者がいる場合の管理業務
 - 21 未登記不動産の処理は
 - 22 相続放棄をした同居親族に対する建物の退去請求
 - 23 被相続人が独居していたアパートの賃貸借契約の処理
 - 24 被相続人が生前締結した売買契約の履行を求められた場合は
 - 25 管理不動産について時効取得による所有権移転登記手続を求められた場合の対処は
 - 26 被相続人名義の銀行預金の管理
 - 27 被相続人の預金解約と家庭裁判所の権限外行為許可の要否
 - 28 被相続人の預金残高が僅少の場合は
 - 29 相続放棄がなされている場合の相続財産管理人の死亡保険金請求の可否
 - 30 動産（家財道具・生活用品）の管理・処分は
 - 31 祭祀費用の支出は
 - 32 相続債権者・受遺者以外の利害関係人に対する財産状況の報告

第4章 相続財産の清算・分与

第1 清算

- 33 請求申出の公告・催告とは
【参考書式】
・請求申出の催告書
・(官報掲載例) 相続債権者受遺者への請求申出の催告
- 34 相続財産管理人が相続債権者や受遺者と認めていない者に対する請求申出の催告の要否
- 35 相続債権者・受遺者に対する弁済の優先順位は
【参考書式】
・鑑定人選任審判申立書
- 36 請求申出期間満了前の弁済の可否
- 37 請求申出期間満了前に強制執行を受けた場合の対処は
- 38 配当弁済の際の利息・遅延損害金の算入は
【参考書式】
・配当通知書
・回答書
- 39 マンションの滞納管理費と「特別の先取特権」

- 40 マンションの滞納管理費・修繕積立金の時効消滅
- 41 相続財産管理開始後の抵当権者からの登記手続請求
- 42 相続財産・相続債務の額が確定しない場合の弁済の拒絶
- 43 税金・社会保険料と他の債権との優劣は
- 44 不動産の任意売却の際の滞納税金等の処理は
- 45 相続人搜索の公告とは
【参考書式】
・相続人搜索の公告審判申立書
・(官報掲載例) 相続人搜索の公告

第2 分与

- 46 相続財産分与の申立手続は
【参考書式】
・特別縁故者に対する相続財産分与審判申立書
- 47 相続人搜索の公告期間満了前の財産分与の申立て
- 48 相続放棄をした相続人の財産分与請求
- 49 複数の者による財産分与の申立てと利益相反
- 50 財産分与の申立前の特別縁故者の地位の承継の可否
- 51 財産分与の申立後の特別縁故者の地位の承継の可否
- 52 相続権の存否が争われている場合の財産分与の申立期間の起算点
- 53 複数の者による財産分与の申立てと適法要件の判断
- 54 新たな財産が発見されたことによる分与審判後の再度の財産分与の申立て
- 55 特別縁故者の資格で行った相続財産管理人の選任申立てと財産分与の申立ての関係は
- 56 相続財産分与の審理の順序、方法は
【参考書式】
・意見書
- 57 重婚状態にあった内縁の妻に対する財産分与の可否
- 58 老人ホームを運営する社会福祉法人は特別縁故者に当たるか
- 59 複数の特別縁故者に対する分与額の分配基準は
- 60 相続財産の分与の対象となる財産は何か
- 61 墓地・仏具は分与対象財産か
- 62 不動産の共有持分を特別縁故者に分与することの可否

第5章 相続財産の帰属

- 63 相続財産管理人の報酬付と審判の申

- 立時期は
【参考書式】
・相続財産管理人に対する報酬付と審判申立書
- 64 残余財産がマンションの区分所有権と敷地利用権であった場合の共有持分の帰属
【参考書式】
・特別縁故者不存在確定証明申請書
・(確定証明書例) 特別縁故者不存在確定証明書
- 65 国庫帰属の手続は
【参考書式】
・不動産引継書
・所有権移転登記承諾書
- 66 国庫に帰属した土地について仮登記に基づく所有権移転登記手続請求を求めることの可否

第6章 相続財産管理の終了

- 67 管理終了時の手続は
【参考書式】
・管理終了報告書
- 68 管理終了後に相続人が現れ、相続を承認した場合の法律関係
- 69 破産手続開始決定がなされた場合の財産管理手続の帰趨

第7章 相続財産管理をめぐる税務

- 70 相続放棄や相続財産管理人の選任があった場合の固定資産税の支払は
- 71 相続放棄後も相続不動産に居住している相続人に固定資産税の納税義務はあるか
- 72 財産分与を受けた特別縁故者が支払う税金は
- 73 相続財産の帰属で共有持分を取得した共有者が支払う税金は
- 74 不動産担保権者への弁済と固定資産税の支払はどちらが優先されるか

第2編 不在者

序章

第1章 不在者財産管理の開始

- 75 不在者とは
- 76 不在者財産管理、失踪宣告、認定死亡

- の各制度の違い
- 77 不在者財産管理人選任の申立ての要件
- 78 不在者の財産がわずかな場合の不在者財産管理人選任の申立ての適否
- 79 不在者の財産が債務のみの場合の不在者財産管理人選任の申立ての適否
- 80 不在者財産管理人選任の申立ての手続と費用は
【参考書式】
・不在者財産管理人選任審判申立書
- 81 利害関係人とは
- 82 不在者財産管理人の候補者
- 83 不在者の土地を宅地造成しようとする宅地造成業者は、不在者財産管理人になることができるか
- 84 不在者である夫の財産に対する妻の財産管理権限は

第2章 不在者財産管理人

- 85 不在者財産管理人の地位、権限、義務
- 86 不在者財産管理人と不在者の利益が相反する場合は
- 87 不在者財産管理人は辞任できるか
- 88 不在者自身の財産処分権限は

第3章 財産管理業務

- 89 債権・債務に関する調査と管理
- 90 家庭裁判所の権限外行為許可を要する行為は
【参考書式】
・不在者財産管理人の権限外行為許可審判申立書（遺産分割協議の場合）
・不在者財産管理人の権限外行為許可審判申立書（不動産売却の場合）
- 91 不在者財産管理人が不在者に代わり相続の放棄や相続の承認をすることの可否
- 92 不在者の配偶者である不在者財産管理人自身の生活費を支出することの可否
- 93 不動産の売却が許される条件は
- 94 周辺不動産の値下がり著しい場合の不動産売却は認められるか
- 95 遺産分割協議を成立させる手続は
- 96 不在者の取得財産を法定相続分未満あるいはゼロとする遺産分割協議の可否
- 97 不在者の帰来時に代償金を支払う旨の遺産分割協議の可否

- 98 遺産分割協議において不在者に取得させる財産の種類は
- 99 自治体から不在者の自宅の修繕を指導された場合の不在者財産管理人の対応は
- 100 不在者が遺産分割協議前に死亡していた場合の分割協議の有効性と不在者の取得財産の帰趨
- 101 不在者の退職金の受領と家庭裁判所の許可の要否
- 102 不在者財産管理人の選任が取り消された場合の管理行為の効力は
- 103 不在者財産管理人の報酬付と審判を申し立てる時期と報酬の基準は
【参考書式】
・不在者財産管理人の報酬付と審判申立書

第4章 不在者財産管理の終了

- 104 不在者財産管理の終了事由は
【参考書式】
・管理処分取消審判申立書
・管理終了報告書
- 105 管理財産が消極財産のみとなった場合は管理終了となるか
- 106 不在者が帰来して管理を開始した場合の不在者財産管理人の権限の終期と従前の管理行為の効果
- 107 調停成立前に不在者が死亡していたことが判明した場合の調停の効力は
- 108 不在者財産管理人が提起した訴訟の不在者本人への受継
- 109 不在者死亡により不在者財産管理が終了した場合の不在者財産管理人が提起した係属中の訴訟の帰趨は
- 110 管理処分取消審判前における不在者相続人に対する財産の引渡し可否

第5章 不在者財産管理をめぐる税務

- 111 不在者財産管理人が納付すべき公租公課にはどのようなものがあるか
- 112 不在者財産管理人が不在者の代理人として相続税等の納税手続をしても問題はないか

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 (2017.12)509961

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。